

「千葉市環境教育等基本方針（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、持続可能な社会の実現に向けて環境教育等を推進するため、環境教育等の方向性を示した「千葉市環境教育等基本方針（案）」を作成しました。

つきましては、この案に対するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 基本方針（案）の趣旨・目的

本市では、千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針を2005(平成17)年3月に策定し、各主体が環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていくうえでの方向性を示すとともに、それを促進するために市が進める施策の方針を明らかにし、環境教育等の取組みを推進してきました。

しかしながら、国内外における環境教育を取り巻く状況に大きな変化が生じており、これらの変化に対応し、更に効果的な環境教育等を推進するため、新たに策定するものです。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和3年2月24日（水）～3月23日（火）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

環境保全課（千葉市役所4階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年2月24日（水）～3月23日（火）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所環境保全課

イ FAX 043-245-5553

ウ 電子メール kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp

エ 持参 環境保全課（千葉市役所4階）、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 2月号に記載

イ 市ホームページ 令和3年2月24日（水）に公表

4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和3年4月に市ホームページで公表する予定です。（※住所、氏名等の個人情報は公表しません。）

5 今後の予定

パブリックコメント手続等を踏まえ、令和3年7月頃に策定し、公表する予定です。

6 添付資料

(1) 「千葉市環境教育等基本方針（案）」概要

(2) 「千葉市環境教育等基本方針（案）」